

(別紙)

- 「平成 24 年度障害者等災害臨時特例補助金の国庫補助について」(平成 24 年 7 月 20 日厚生労働省発社援 0720 第 2 号厚生労働事務次官通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p>厚生労働省発社援 0720 第 2 号 平成 24 年 7 月 20 日 <u>一部改正</u> 厚生労働省発社援 0329 第 24 号 <u>平成 25 年 3 月 29 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p><u>平成 25 年度障害者等災害臨時特例補助金の国庫補助につ いて</u></p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「<u>平成 25 年度障害者等災害 臨時特例補助金交付要綱</u>」(以下「交付要綱」という。)により行うこと とされ、<u>平成 25 年 4 月 1 日</u>から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村に対する周知につ き配慮願いたい。</p> <p>(別紙)</p> <p><u>平成 25 年度障害者等災害臨時特例補助金交付要綱</u></p> <p>1・2 (略)</p>	<p>厚生労働省発社援 0720 第 2 号 平成 24 年 7 月 20 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p><u>平成 24 年度障害者等災害臨時特例補助金の国庫補助につ いて</u></p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「<u>平成 24 年度障害者等災害 臨時特例補助金交付要綱</u>」(以下「交付要綱」という。)により行うこと とされ、<u>平成 24 年 4 月 1 日</u>から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村に対する周知につ き配慮願いたい。</p> <p>(別紙)</p> <p><u>平成 24 年度障害者等災害臨時特例補助金交付要綱</u></p> <p>1・2 (略)</p>

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 障害福祉サービス等に係る利用者負担免除事業

① 障害児通所給付費等の支給・やむを得ない事由による措置に要する費用に係る国の負担等の特例

ア (略)

イ 児童福祉法第21条の6の規定により、市町村が平成24年6月25日障発0625第1号「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」で定める通所利用者負担を免除する場合、市町村が負担する当該通所利用者負担の免除に係る追加費用

② (略)

③ 介護給付費等の支給・やむを得ない事由による措置に要する費用に係る国の負担等の特例

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第31条の規定により、市町村が負担する当該利用者負担の免除に係る追加費用

イ (略)

(2) (略)

(3) 対象となる期間

平成25年3月1日から平成26年2月28日までのサービス提供分又は措置実施分

4 (略)

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次により算定された額の合計額とする。

なお、算出された額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)の①の事業

児童福祉法第21条の5の11に基づき市町村が負担する額から寄付金その他の収入額を控除した額及びやむを得ない事由による措置の被措置者の通所利用者負担を免除した場合の免除相当額。

(2) (略)

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 障害福祉サービス等に係る利用者負担免除事業

① 障害児通所給付費等の支給・やむを得ない事由による措置に要する費用に係る国の負担等の特例

ア (略)

イ 児童福祉法第21条の6の規定により、市町村が平成24年6月25日障発0625第1号「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」で定める利用者負担を免除する場合、市町村が負担する当該利用者負担の免除に係る追加費用

② (略)

③ 介護給付費等の支給・やむを得ない事由による措置に要する費用に係る国の負担等の特例

ア 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第31条の規定により、市町村が負担する当該利用者負担の免除に係る追加費用

イ (略)

(2) (略)

(3) 対象となる期間

平成24年3月1日から平成25年2月28日までのサービス提供分又は措置実施分

4 (略)

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次により算定された額の合計額とする。

なお、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)の①の事業

児童福祉法第21条の5の11に基づき市町村が負担する額から寄付金その他の収入額を控除した額及びやむを得ない事由による措置の被措置者の利用者負担を免除した場合の免除相当額。

(2) (略)

(3) 3の(1)の③の事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条に基づき市町村が負担する額から寄付金その他の収入額を控除した額及びやむを得ない事由による措置の被措置者の利用者負担を免除した場合の免除相当額。

6～13 (略)

(3) 3の(1)の③の事業

障害者自立支援法第31条に基づき市町村が負担する額から寄付金その他の収入額を控除した額及びやむを得ない事由による措置の被措置者の利用者負担を免除した場合の免除相当額。

6～13 (略)